

神戸市歯科医師会附属歯科診療所運営費補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 23 日 保福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が行う神戸市歯科医師会附属歯科診療所の運営に要する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象)

第 2 条 この補助金の対象は、歯科医師会が実施する休日歯科診療事業の運営経費とする。

(補助金の申請)

第 3 条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に事業計画書を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の額及び交付決定)

第 4 条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において決定するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により歯科医師会に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第 5 条 補助金の請求は、請求書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 市長は、補助金の交付決定後、請求書の提出によって補助金を交付するものとする。

2 この補助金は、第 1 期（4～9 月）、第 2 期（10～3 月）の 2 期に分けて交付するものとする。

(補助事業等の変更等)

第 7 条 歯科医師会は、補助事業等の内容若しくは遂行計画又は補助事業に関する経費の配分（市長が定める軽微な変更を除く）の変更を行おうとするときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第 5 号）により、歯科医師会に通知するものとする。

(事業報告)

第8条 歯科医師会は、事業終了後すみやかに事業実績報告書(様式第6号)及び収支計算書を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の事業実績報告書及び収支計算書を受領したときは、その内容を審査し、既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第7号)により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

(帳簿の備え付け)

第10条 歯科医師会は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、歯科医師会に対して、補助金の執行状況等について必要な帳簿、書類等を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(補助金の取消及び返還)

第12条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、または、すでに交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助金の交付目的以外に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(財産処分の制限)

第13条 市長は、歯科医師会が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合若しくは補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長等が定める期間を経過した場合又は市長等が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物。
- (2) 機械及び重要な器具で、市長等が定めるもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの。

(施行の細則)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、健康局長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。